

# 川崎市専用水道及び簡易専用水道事務取扱要綱

(平成3年10月1日3川衛環食第538号)

## (趣旨)

第1条 この要綱は、専用水道及び簡易専用水道の適正な維持管理を図るため、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「省令」という。）及び川崎市専用水道及び簡易専用水道事務取扱細則（平成3年川崎市規則第61号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (専用水道布設工事確認申請書等の添付書類)

第2条 規則第2条第1項に規定する専用水道布設工事確認申請書に添付する工事設計書は、自己水源をもつ専用水道にあっては自己水源型専用水道工事設計書（第1号様式）を、他の水道から受水する専用水道にあっては受水型専用水道工事設計書（第2号様式）を使用するものとする。

2 規則第4条に規定する専用水道給水開始届に添付する施設検査結果を記載した書類は、専用水道施設検査結果書（第3号様式）を使用するものとする。

3 規則第5条第1項に規定する専用水道水道技術管理者設置届、規則第5条第2項に規定する専用水道水道技術管理者変更届、規則第7条の2に規定する専用水道管理業務（委託・失効）届及び規則第7条の3に規定する専用水道管理業務委託届記載事項変更届に添付する水道技術管理者の資格を証明する書類は、設置した水道技術管理者の資格が政令第7条第1項の第1号から第3号に規定する場合並びに省令第14条第1号、第2号、第4号及び第5号に規定する場合は専用水道水道技術管理者資格証明書（第4号様式）を使

用し、必要に応じて卒業証明書若しくはその写し、技術士登録等証明書若しくはその写し又は技術検定合格証明書の写しを添付するものとし、省令第14条第3号に規定する場合は国土交通大臣及び環境大臣が認定する講習会の修了証書の写しとする。

(専用水道布設工事確認申請書の確認)

第3条 規則第2条第1項に規定する専用水道布設工事確認申請書を受理したときは、専用水道布設工事確認申請確認意見書（第5号様式）により確認するものとする。

(専用水道水質検査結果報告義務の委任)

第4条 専用水道の設置者は、専用水道の管理を委託した者に規則第7条に規定する専用水道水質検査結果の報告義務を委任できるものとする。この場合において、当初のみ委任状（第6号様式）を添付しなければならない。

(簡易専用水道設置届記載事項変更届の事由)

第5条 規則第9条に規定する「簡易専用水道設置届の記載事項に変更が生じたとき」とは、次の各号の一以上に該当する場合をいう。

- (1) 設置者の住所又は氏名（法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）を変更したとき
- (2) 建築物の名称を変更したとき
- (3) 管理者の住所又は氏名を変更したとき
- (4) 受水槽の設置場所、材質又は有効容量を変更したとき

第6条 削除

(改善の指示等)

第7条 当該専用水道の所在地を所管する保健所支所長は、法第36条第1項の規定により施設を改善すべき旨を指示するときは、専用水道改善指示書（第11号様式）により行うものとする。

2 当該専用水道の所在地を所管する保健所支所長は、法第36条第2項の規定により水道技術管理者を変更すべきことを勧告するときは、専用水道水道技術管理者変更勧告書（第12号様式）により行うものとする。

3 当該簡易専用水道の所在地を所管する保健所支所長は、法第36条第3項の規定により清掃その他必要な措置を採るべき旨を指示するときは、簡易専用水道改善指示書（第13号様式）により行うものとする。

（給水の停止命令）

第8条 当該専用水道又は簡易専用水道の所在地を所管する保健所支所長は、法第37条の規定により専用水道又は簡易専用水道による給水を停止すべきことを命ずるときは、給水停止命令書（第14号様式）により行うものとする。

（指導）

第9条 法第39条第2項及び第3項の規定による当該職員の立入検査の結果、指導の必要があると認めたときは、専用水道指導票（第15号様式）又は簡易専用水道指導票（第16号様式）により、設置者に指摘をするものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成3年10月1日から施行する。

（川崎市簡易専用水道事務取扱要綱の廃止）

2 川崎市簡易専用水道事務取扱要綱は廃止する。

附 則

この改正要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正要綱は、平成9年4月1日から施行する。

2 この要綱施行日前に行われた手続きその他の行為で、現に効力を有するのは、この要綱の相当規定により行われた手続きその他の行為とみなす。

3 改正前の要綱の規定により調製した帳票で、現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

#### 附 則

(施行期日)

1 この改正要綱は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で、現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

#### 附 則

(施行期日)

1 この改正要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で、現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で、現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

きる。

#### 附 則

この改正要綱は、平成16年3月31日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱等の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年1月7日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱等の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

## 自己水源型専用水道工事設計書

### 1 1日最大給水量及び1日平均給水量

(1) 1日最大給水量  $\text{m}^3$

(2) 1日最大給水量の計算方法

(3) 1日平均給水量  $\text{m}^3$

(4) 1日平均給水量の計算方法

### 2 水源の種別及び取水地点

(1) 水源の種別 地表水・地下水・その他 ( )

(2) 取水地点

### 3 水源の水量の概算及び水質試験の結果

(1) 水源の水量の概算  $\text{m}^3$

(2) 水源の水質試験の結果

### 4 水道施設の概要

(1) 取水施設

ア 取水施設の概要

(ア) 水源が井戸の場合

a 深さ m

b 口径 mm

c ストレーナーの位置 m

d 取水ポンプ

(a) 揚程 m

(b) 口径 mm

(c) 出力	k w
(d) 吐水量	l / 分
(e) 台数	台 (予備を含む)
(イ) 水源が井戸以外の場合 (具体的取水方法)	
イ 取水量	m <sup>3</sup>
(2) 導水施設	
ア 導水ポンプ	
(ア) 揚程	m
(イ) 口径	m m
(ウ) 出力	k w
(エ) 吐水量	l / 分
(オ) 台数	台 (予備を含む)
イ 導水管	
(ア) 管種	
(イ) 口径	m m
(ウ) 延長	m
(3) 浄水施設	
ア 沈殿池	
(ア) 方式	普通・薬品・その他 ( )
(イ) 池内平均流速	c m / 分
イ ろ過池	
(ア) 方式	緩速 ・ 急速
(イ) ろ過速度	m / 日
ウ 特殊処理	除鉄・除マンガン・その他 ( )
エ 浄水池	
(ア) 構造	
(イ) 有効容量	m <sup>3</sup> (縦 × 横 × 深さ )
オ 消毒設備	
(ア) 形式	
(イ) 性能	

(ウ) 台数 台 (内予備 台)

(4) 送水施設

ア 送水ポンプ

(ア) 揚程 m  
(イ) 口径 m m  
(ウ) 出力 k w  
(エ) 吐水量 l / 分  
(オ) 台数 台 (予備を含む)

イ 送水管

(ア) 管種  
(イ) 口径 m m  
(ウ) 延長 m

(5) 配水施設

ア 配水池

(ア) 構造  
(イ) 有効容量 m<sup>3</sup> (縦 × 横 × 深さ )

イ 高架・高置水槽

(ア) 構造  
(イ) 有効容量 m<sup>3</sup> (縦 × 横 × 深さ )

ウ 配水ポンプ

(ア) 揚程 m  
(イ) 口径 m m  
(ウ) 出力 k w  
(エ) 吐水量 l / 分  
(オ) 台数 台 (予備を含む)

エ 配水管

(ア) 管種  
(イ) 口径 m m  
(ウ) 延長 m

5 水道施設の位置（標高及び水位を含む。）、規模及び構造

- (1) 水道施設の位置
- (2) 水道施設の規模
- (3) 水道施設の構造

6 净水方法

7 布設工事の期間及び給水開始予定年月日

- (1) 布設工事 年 月 日～ 年 月 日
- (2) 給水開始（予定） 年 月 日

## 受水型専用水道工事設計書

### 1 1日最大給水量及び1日平均給水量

(1) 1日最大給水量  $\text{m}^3$

(2) 1日最大給水量の計算方法

(3) 1日平均給水量  $\text{m}^3$

(4) 1日平均給水量の計算方法

### 2 水源の種別及び取水地点

(1) 水源の種別

(2) 取水地点

### 3 水道施設の概要

(1) 導水施設

ア 導水管

(ア) 管種

(イ) 口径  $\text{mm}$

(ウ) 延長  $\text{m}$

(2) 消毒設備

ア 形式

イ 性能

ウ 台数 台 (うち予備 台)

(3) 配水施設

ア 受水槽

(ア) 構造 (材質及び形状等)

(イ) 有効容量  $\text{m}^3$  (縦 × 横 × 深さ )

イ 配水（揚水）ポンプ

(ア) 揚程	m
(イ) 口径	m m
(ウ) 出力	k w
(エ) 吐水量	l / 分
(オ) 台数	台（予備を含む）

ウ 揚水管

(ア) 管種	
(イ) 口径（25mm以上）	m m
(ウ) 延長	m

エ 高置水槽

(ア) 構造（材質及び形状等）	
(イ) 有効容量	m <sup>3</sup> (縦 × 横 × 深さ )

オ 配水管

(ア) 管種	
(イ) 口径（25mm以上）	m m
(ウ) 延長	m

4 水道施設の位置（標高及び水位を含む。）、規模及び構造

- (1) 水道施設の位置
- (2) 水道施設の規模
- (3) 水道施設の構造

5 浄水方法

6 布設工事の期間及び給水開始予定年月日

- (1) 布設工事 年 月 日～ 年 月 日
- (2) 給水開始（予定） 年 月 日

## 専用水道施設検査結果書

年　月　日

住所

氏名

専用水道施設の検査結果は次のとおりでした。

所在地及び名称			
検査年月日	年　月　日		
検査実施者氏名			
検査事項及び判定	浄水及び消毒の能力	合	否
	流　量	合	否
	圧　力	合	否
	耐　力	合	否
	汚　染	合	否
	漏　水	合	否
	総　合　判　定	合	否

第4号様式

専用水道水道技術管理者資格証明書

1 住所

2 氏名

3 生年月日

4 資格に係わる卒業学校・学部・課程

5 資格に係わる試験又は検定合格歴

6 実務経歴

以上、通算実務経験期間

年 月

以上の経歴に相違ないことを証明します。

年 月 日

証明者 住所

氏名

〔法人又は組合にあっては、主たる事務所  
の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

添付書類 必要に応じ卒業証明書又はその写し、技術士登録等証明書又は  
その写し、技術検定合格証明書の写し（写しを添付する場合は、  
届出の際に原本を提示してください。）

## 専用水道布設工事確認申請確認意見書

1 専用水道の名称

2 専用水道の所在地

3 設計の概要

- |             |              |
|-------------|--------------|
| (1) 1日最大給水量 | $m^3$        |
| (2) 1日平均給水量 | $m^3$        |
| (3) 水源の種別   | 自己水源 ( )     |
|             | 他水道からの受水 ( ) |
- 水道)

4 施設の概要

- |              |       |
|--------------|-------|
| (1) 受水槽の有効容量 | $m^3$ |
| (2) 圧送ポンプ    |       |
| (3) 電動機      |       |
| (4) 塩素滅菌機    |       |
| (5) 配管材料     |       |

## 5 確認事項

※ 受水型の場合は、取水施設から送水施設を除き、配水施設にあっては、配水池を水槽と、配水管を給水管と読み替える。

審査項目		審査内容	適否	備考
形式審査	1	専用水道に該当するか。		
	2	確認申請書及び工事設計書等必要な添付書類が整っており、かつ、必要な事項が記載されているか。		

### 工事設計書

一日最大休止量及び一日平均給水量	1	一日最大給水量及び一日平均給水量が記載されているか。		
水源の種別及び取水地点	1	水源の種別が明記されているか。		
	2	水源の取水地点が明示されているか。		
水源の水量の概算及び水質試験	1	取水量（受水量）が一日最大給水量を上まわっているか。		
	2	取水量が確実であるか。		
	3	原水の水質試験結果が記載されているか。		
水道施設の概要	1	水道施設全体について、概括的に記述してあるか。		
水道施設の位置、規模及び構造	1	水道施設の位置（標高及び水位を含む。）が明記されており、汚染等のおそれがないか。		
	2	規模及び構造が記載してあるか。		
浄水方法	1	消毒のみ方式、緩速ろ過方式、急速ろ過方式、膜ろ過方式の別が記載されており、浄水処理工程ごとに諸元が記載してあるか。		
工事の着手及び完了の予定年月日	1	工事の着手、完了の予定年月日に矛盾はないか。		
	2	確認申請の日から30日以内に工事着手することになっていないか。		

### 施設基準（法第5条）

取水施設	できるだけ良質の原水を必要量取り入れができるか。		
貯水施設	渴水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有しているか。		
導水施設	必要量の原水を送るのに必要なポンプ、導水管その他の設備を有しているか。		
浄水施設	原水の質及び量に応じて、水質基準に適合する必要量の净水を得るために必要な沈殿池、ろ過池その他の設備を有し、かつ、消毒設備を備えているか。		
送水施設	必要量の净水を送るのに必要なポンプ、送水管その他の設備を有しているか。		
配水施設	必要量の净水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有しているか。		
位置及び配列	位置及び配列を定めるにあたっては、その布設及び維持管理ができるだけ経済的で、かつ、容易になるようにするとともに、給水の確実性をも考慮したものになっているか。		
構造及び材質	水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して充分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものとなっているか。		

### 施設基準（水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年2月23日号外厚生省令第15号。以下「技術的基準省令」という。））

一般事項	1	水質基準に適合する必要量の净水を所要の水圧で連続して供給することができるか。		
	2	需要の変動に応じて、净水を安定的かつ効率的に供給することができるか。		
	3	予備の施設又は設備が設けられているか。		
	4	取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設が分散して配置されているか。		
	5	水道施設自体又は当該施設が属する系統としての多重性を有しているか（導水施設、送水施設、配水施設の多系統化並びにこれらの系統の間で水道水を相互融通できる整備の措置をいう。）。		
	6	災害その他非常の場合に断水その他の給水への影響（水圧の低下、水質の悪化）ができるだけ少なくなるように配慮されたもの（緊急遮断弁の整備、送配水の管路に水の貯留機能を併せ持つ施設の整備）であるとともに、速やかに復旧できるように配慮されたものであるか。		

審査項目	審査内容	適否	備考
一般事項	7 環境の保全に配慮されたものであるか。		
	8 地形、地質その他の自然的条件を勘案して、自重、積載荷重、水圧、土圧、揚圧力、浮力、地震力、積雪荷重、氷圧、温度荷重等の予想される荷重に対して安全な構造であるか。（対象とする地震規模を想定した上で施設の設計を行っているか。）		
	9 施設の重要度に応じて、地震力に対して技術的基準省令に掲げる要件を備えるものであるとともに、地震により生ずる液状化、側方流動等によって生ずる影響に配慮されたものであるか。		
	10 漏水のおそれがないように必要な水密性を有する構造であるか。		
	11 維持管理を確実かつ容易に行うことができるよう配慮された構造であるか。		
	12 水の汚染のおそれがないように、必要に応じて、暗きよどし、又は柵の設置その他の必要な措置が講じられているか。		
	13 規模及び特性に応じて、流量、水圧、水位、水質その他の運転状況を監視し、制御するために必要な設備が設けられているか。		
	14 施設の運転を管理する電子計算機が水の供給に著しい支障を及ぼすおそれがないように、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。）を確保するために必要な措置が講じられているか。		
	15 災害その他非常の場合における被害の拡大を防止するためには、必要に応じて、遮断弁その他の必要な設備が設けられているか。		
	16 海水又は鹹水（以下「海水等」という。）を原水とする場合にあっては、ほう素の量が1リットルにつき1.0ミリグラム以下である浄水を供給することができるか。		
	17 浄水又は浄水処理過程における水に凝集剤、凝集補助剤、水素イオン濃度調整剤、粉末活性炭その他の薬品又は消毒剤を注入する場合にあっては、当該薬品等の特性に応じて、必要量の薬品等を注入することができる設備が設けられているとともに、当該設備の材質が、当該薬品等の使用条件に応じた必要な耐食性を有しているか。		
	18 薬品等注入設備を設ける場合にあっては、予備設備が設けられているか。ただし、薬品等注入設備が停止しても給水に支障がない場合は、この限りでない。		
	19 浄水又は浄水処理過程における水に注入される薬品等により水に付加される物質は、技術的基準省令別表第1の上欄に掲げる事項につき、同表の下欄に掲げる基準に適合しているか。		
	20 資材又は設備（資機材等）は、使用される場所の状況に応じた必要な強度、耐久性、耐摩耗性、耐食性及び水密性を有しているか。		
	21 資材又は設備（資機材等）は、水の汚染のおそれがないか。		
	22 浄水又は浄水処理過程における水に接する資機材等（ポンプ、消火栓その他の水と接触する面積が著しく小さいものを除く。）の材質は、国土交通大臣及び環境大臣が定める資機材等の材質に関する試験により供試品について浸出させたとき、その浸出液は、技術的基準省令別表第2の上欄に掲げる事項につき、同表の下欄に掲げる基準に適合しているか。		
取水施設	1 原水の水質の状況に応じて、できるだけ良質の原水を取り入れることができるよう配慮した位置及び種類となっているか。		
	2 災害その他非常の場合又は施設の点検を行う場合に取水を停止することができる設備が設けられているか。		
	3 前2号に掲げるもののほか、できるだけ良質な原水を必要量取り入れができるものとなっているか。		
	地表水		
	4 洪水、洗掘、流木、流砂等のため、取水が困難となるおそれのが少なく、地形及び地質の状況を勘案し、取水に支障を及ぼすおそれがないように配慮した位置及び種類となっているか。		
	5 壩（せき）、水門等を設ける場合にあっては、当該壩、水門等が、洪水による流水の作用に対して安全な構造となっているか。		

審査項目	審査内容	適否	備考
取水施設	6 必要に応じて、取水部にスクリーンが設けられているか。		
	7 必要に応じて、原水中の砂を除去するために必要な設備が設けられているか。		
	地下水		
	8 水質の汚染及び塩水化のおそれが少ない位置及び種類となっているか。		
	9 集水埋きよは、閉塞のおそれが少ない構造となっているか。		
	10 集水埋きよの位置を定めるに当たっては、集水埋きよの周辺に帶水層があることが確認されているか。		
	11 露出又は流出のおそれがないように河床の表面から集水埋きよまでの深さが確保されているか。		
	12 一日最大取水量を常時取り入れるのに必要な能力を有しているか。		
	13 前12の項目の能力は、揚水量が、取水埋きよによって取水する場合にあっては、透水試験の結果を、井戸によって取水する場合にあっては、揚水試験の結果を基礎として設定されたものとなっているか。		
	1 貯水容量並びに設置場所の地形及び地質に応じて、安全性及び経済性に配慮した位置及び種類となっているか。		
	2 地震及び強風による波浪に対して安全な構造となっているか。		
	3 洪水に対処するために洪水吐きその他の必要な設備が設けられているか。		
貯水施設	4 水質の悪化を防止するために、必要に応じて、ばっ気設備の設置その他の必要な措置が講じられているか。		
	5 漏水を防止するために必要な措置が講じられているか。		
	6 放流水が貯水施設及びその付近に悪影響を及ぼすおそれがないように配慮されているか。		
	7 渇水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものとなっているか。		
	1 導水施設の上下流にある水道施設の標高、導水量、地形、地質等に応じて、安定性及び経済性に配慮した位置及び方法（ポンプ加圧式、自然流下式等）となっているか。		
	2 水質の安定した原水を安定的に必要量送ることができるよう、必要に応じて、原水調整池が設けられているか。		
	3 地形及び地勢に応じて、余水吐き、接合井、排水設備、制水弁、制水扉、空気弁又は伸縮継手が設けられているか。		
導水施設	4 ポンプを設ける場合にあっては、必要に応じて、水撃作用の軽減を図るために必要な措置が講じられているか。		
	5 ポンプは、必要量の原水を安定かつ効率的に送ることができる容量、台数及び形式であるか。		
	6 ポンプは、予備設備が設けられているか。ただし、ポンプが停止しても給水に支障がない場合は、この限りでない。		
	7 前各号に掲げるもののほか、必要量の原水を送るのに必要な設備を有しているか。		
	1 地表水又は地下水を原水とする場合にあっては、水道施設の規模、原水の水質及びその変動の程度等に応じて、消毒処理、緩速ろ過、急速ろ過、膜ろ過、粉末活性炭処理、粒状活性炭処理、オゾン処理、生物処理その他の方法により、所要の水質が得られるものとなっているか。		
	2 海水等を淡水化する場合に生じる濃縮水の放流による環境の保全上の支障が生じないように必要な措置が講じられているか。		
	3 海水等を淡水化する場合に逆浸透法又は電気透析法を用いる場合にあっては、所要の水質を得るために前処理のための設備が設けられているか。		
浄水施設	4 各浄水処理の工程がそれぞれの機能を充分發揮することができ、かつ、布設及び維持管理を効率的に行うことができるよう配置されているか。		
	5 濁度、水素イオン濃度指数その他の水質、水位及び水量の測定のための設備が設けられているか。		
	6 消毒設備は、消毒の効果を得るために必要な時間、水が消毒剤に接触する構造であるか。		
	7 消毒設備は、消毒剤の供給量を調節するための設備が設けられているか。		
	8 消毒剤の注入設備には、予備設備が設けられているか。		
	9 消毒剤を常時安定して供給するために必要な措置が講じられているか。		
	10 液化塩素を使用する場合にあっては、液化塩素が漏出したときに当該液化塩素を中和するために必要な措置が講じられているか。		
	11 施設の改造若しくは更新又は点検により給水に支障が生じるおそれがある場合にあっては、必要な予備の施設又は設備が設けられているか。		
	12 送水量の変動に応じて、浄水を安定かつ効率的に送ることができるように、必要に応じて、浄水を貯留する設備が設けられているか。		

審査項目	審査内容	適否	備考
13	原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合にあっては、次に掲げるいずれかの要件が備えられているか。 ①ろ過等の設備であって、耐塩素性病原生物を除去することができるものが設けられていること。 ②地表水を原水とする場合にあっては、ろ過等の設備に加え、ろ過等の設備の後に、原水中の耐塩素性病原生物を不活性化することができる紫外線処理設備が設けられていること。ただし、当該紫外線処理設備における紫外線が照射される水の濁度、色度その他の水質が紫外線処理に支障がないものである場合に限る。 ③地表水以外を原水とする場合にあっては、原水中の耐塩素性病原生物を不活性化することができる紫外線処理設備が設けられていること。ただし、当該紫外線処理設備における紫外線が照射される水の濁度、色度その他の水質が紫外線処理に支障がないものである場合に限る。		
14	ろ過池又はろ過膜（以下「ろ過設備」という。）を設ける場合にあっては、予備設備が設けられているか。ただし、ろ過設備が停止しても給水に支障がない場合は、この限りでない。		
15	ろ過設備の洗浄排水、沈殿池等からの排水その他の浄水処理過程で生じる排水（以下「浄水処理排水」という。）を公共水域に放流する場合にあっては、その排水による生活環境保全上の支障が生じないように必要な設備が設けられているか。		
16	ろ過池を設ける場合にあっては、水の汚染のおそれがないように、必要に応じて、覆いの設置その他の必要な措置が講じられているか。		
17	浄水処理排水を原水として用いる場合にあっては、浄水又は浄水処理の工程に支障が生じないように必要な措置が講じられているか。		
18	浄水処理をした水の水質により、水道施設が著しく腐食することのないように配慮されているか。		
19	前各号に掲げるもののほか、水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要な設備を備えているか。		
緩速ろ過			
20	ろ過池は、浮遊物質を有効に除去することができる構造であるか。		
21	ろ過砂は、原水中の浮遊物質を有効に除去することができる粒径分布を有しているか。		
22	原水の水質に応じて、所要の水質の水を得るために必要な時間、水がろ過砂に接触する構造であるか。		
23	ろ過池に加えて、原水の水質に応じて、沈殿池その他の設備が設けられているか。		
24	沈殿池を設ける場合にあっては、浮遊物質を有効に沈殿させることができ、かつ、沈殿物を容易に排出することができる構造となっているか。		
急速ろ過			
25	薬品注入設備、凝集池、沈殿池及びろ過池に加えて、原水の水質に応じて、所要の水質の水を得るのに必要な設備が設けられているか。		
26	凝集池は、凝集剤を原水に適切に混和させることにより良好なフロックが形成される構造であるか。		
27	沈殿池は、浮遊物質を有効に沈殿させることができ、かつ、沈殿物を容易に排出することができる構造であるか。		
28	ろ過池は、浮遊物質を有効に除去することができる構造であるか。		
29	ろ材の洗浄により、ろ材に付着した浮遊物質を有効に除去することができ、かつ、除去された浮遊物質を排出することができる構造であるか。		
30	ろ材は、原水中の浮遊物質を有効に除去することができる粒径分布を有しているか。		
31	ろ過速度は、凝集及び沈殿処理をした水の水質、使用するろ材及びろ層の厚さに応じて、所要の水質のろ過水が安定して得られるように設定されているか。		
膜ろ過			
32	膜ろ過設備は、膜の表面全体で安定してろ過を行うことができる構造であるか。		
33	膜モジュールの洗浄により、膜モジュールに付着した浮遊物質を有効に除去することができ、かつ、洗浄排水を排出することができる構造であるか。		
34	膜の両面における水圧の差（膜圧差）、膜ろ過水量及び膜ろ過水の濁度を監視し、かつ、これらに異常な事態が生じた場合に関係する浄水施設の運転を速やかに停止することができる設備が設けられているか。		
35	膜モジュールは、容易に破損し、又は変形しないものであり、かつ、必要な通水性及び耐圧性を有しているか。		

審査項目	審査内容	適否	備考
	36 膜モジュールは、原水中の浮遊物質を効率的に除去することができる構造であるか。		
	37 ろ過速度（膜ろ過流速）は、原水の水質及び最低水温、膜の種類、前処理等の諸条件に応じて、所要の水質のろ過水が安定して得られるように設定されているか。		
	38 膜ろ過設備に加えて、原水の水質に応じて、前処理のための設備その他の必要な設備が設けられているか。		
	39 前処理のための設備は、膜モジュールの構造、材質及び性能に応じて、所要の水質の水が得られる構造であるか。		
粉末活性炭			
	40 粉末活性炭の注入設備は、適切な効果を得るために必要な時間、水が粉末活性炭に接触する位置に設けられているか。		
	41 粉末活性炭は、所要の水質の水を得るために必要な性状を有するものであるか。		
	42 粉末活性炭処理の後に、粉末活性炭が浄水に漏出するのを防止するために必要な措置が講じられているか。		
粒状活性炭			
	43 原水の水質に応じて、所要の水質の水を得るために必要な時間、水が粒状活性炭に接触する構造であるか。		
	44 粒状活性炭の洗浄により、粒状活性炭に付着した浮遊物質を効率的に除去することができ、かつ、除去された浮遊物質を排出することができる構造であるか。		
	45 粒状活性炭は、所要の水質の水を得るために必要な性状を有するものであるか。		
	46 粒状活性炭及びその微粉並びに粒状活性炭層内の微生物が浄水に漏出するのを防止するために必要な措置が講じられているか。		
	47 粒状活性炭層内の微生物により浄水処理を行う場合にあっては、粒状活性炭層内で当該微生物の特性に応じた適切な生息環境を保持するために必要な措置が講じられているか。		
浄水施設			
	48 オゾン接触槽は、オゾンと水とが効率的に混和される構造であるか。		
	49 オゾン接触槽は、所要の水質の水を得るために必要な時間、水がオゾンに接触する構造であるか。		
	50 オゾン処理設備の後に、粒状活性炭処理設備が設けられているか。		
	51 オゾンの漏えいを検知し、又は防止するために必要な措置が講じられているか。		
生物処理			
	52 接触槽は、生物処理が安定して行われるために必要な時間、水が微生物と接触する構造であるとともに、当該微生物の特性に応じた適切な生息環境を保持するために必要な措置が講じられているか。		
	53 接触槽の後に、接触槽内の微生物が浄水に漏出するのを防止するために必要な措置が講じられているか。		
紫外線			
	54 紫外線照射槽は、紫外線処理の効果を得るために必要な時間、水が紫外線に照射される構造であるか。		
	55 紫外線照射装置は、紫外線照射槽内の紫外線強度の分布が所要の効果を得るものとなるように紫外線を照射する構造であるとともに、当該紫外線を常時安定して照射するためには必要な措置が講じられているか。		
	56 水に照射される紫外線の強度の監視のための設備が設けられているか。		
	57 紫外線が照射される水の濁度及び水量の監視のための設備が設けられているか。ただし、地表水以外を原水とする場合にあっては、水の濁度の監視のための設備については、当該水の濁度が紫外線処理に支障を及ぼさないことが明らかである場合は、この限りではない。		
	58 紫外線照射槽内に紫外線ランプを設ける場合にあっては、紫外線ランプの破損を防止する措置が講じられ、かつ、紫外線ランプの状態の監視のための設備が設けられているか。		
送水施設			
	1 送水施設の上下流にある水道施設の標高、送水量、地形、地質等に応じて、安定性及び経済性に配慮した位置及び方法（ポンプ加圧式、自然流下式等）であるか。		
	2 地形及び地勢に応じて、接合井、排水設備、制水弁、制水扉、空気弁又は伸縮継手が設けられているか。		
	3 送水管内に負圧が生じないために必要な措置が講じられているか。		
	4 ポンプを設ける場合にあっては、必要に応じて、水撃作用の軽減を図るために必要な措置が講じられているか。		
	5 ポンプは、必要量の浄水を安定的かつ効率的に送ることができる容量、台数及び形式であるか。		
	6 ポンプは、予備設備が設けられているか。ただし、ポンプが停止しても給水に支障がない場合は、この限りでない。		
	7 1から6に掲げるもののほか、必要量の送水を送るために必要な設備を有しているか。		

審査項目	審査内容	適否	備考
配水施設	1 配水区域は、地形、地勢その他の自然的条件及び土地利用その他の社会的条件を考慮して、合理的かつ経済的な施設の維持管理ができるように、必要に応じて、適正な区域に分割されているか。		
	2 配水区域の地形、地勢その他の自然的条件に応じて、効率的に配水施設が設けられているか。		
	3 配水施設の上流にある水道施設と配水区域の標高、配水量、地形等が考慮された配水方法であるか。		
	4 需要の変動に応じて、常時浄水を供給することができるよう、必要に応じて、配水区域ごとに配水池及び配水のために容量を調節する設備（以下「配水池等」という。）が設けられ、かつ、適正な管径を有する配水管が布設されているか。		
	5 地形、地勢及び給水条件に応じて、排水設備、制水弁、減圧弁、空気弁又は伸縮継手が設けられているか。		
	6 配水施設内の浄水を採水するために必要な措置が講じられているか。		
	7 災害その他非常の場合に断水その他の給水への影響ができるだけ少なくなるように必要な措置が講じられているか。		
	8 配水管から給水管に分岐する箇所での配水管の最小動水圧が150キロパスカルを下らないか。ただし、給水に支障がない場合は、この限りでない。		
	9 消火栓の使用時ににおいては、前号にかかわらず、配水管内が正圧に保たれているか。		
	10 配水管から給水管に分岐する箇所での配水管の最大静水圧が740キロパスカルを超えていないか。ただし、給水に支障がない場合は、この限りでない。		
	11 配水池等は、配水区域の近くに設けられ、かつ、地形及び地質に応じた安全性に考慮した位置に設けられているか。		
	12 配水池等は、需要の変動を調整することができる容量を有し、必要に応じて、災害その他非常の場合の給水の安定性等を勘査した容量であるか。		
	13 配水管等は、管内で負圧が生じないようにするために必要な措置が講じられているか。		
	14 配水管を埋設する場合にあっては、埋設場所の諸条件に応じて、適切な管の種類及び伸縮継手が使用されているか。		
	15 配水管等は、必要に応じて、腐食の防止のために必要な措置が講じられているか。		
	16 ポンプを設ける場合にあっては、必要に応じて、水撃作用の軽減を図るために必要な措置が講じられているか。		
	17 ポンプは、需要の変動及び使用条件に応じて、必要量の浄水を安定的に供給することができる容量、台数及び形式であるか。		
	18 ポンプは、予備設備が設けられているか。ただし、ポンプが停止しても給水に支障がない場合は、この限りでない。		
	19 1から18に掲げるもののほか、ポンプは、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な設備を有しているか。		
位置及び配列	水道施設の位置及び配列を定めるに当たっては、維持管理の確実性及び容易性、増設、改造及び更新の容易性並びに所要の水質の原水の確保の安定性を考慮しているか。		

※ 該当しない箇所は斜線

別表第1（技術的基準省令第1条関係）

事項	基準
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、○. ○○○ 3 mg/L以下
水銀及びその化合物	水銀の量に関して、○. ○○○○ 5 mg/L以下
セレン及びその化合物	セレンの量に関して、○. ○○ 1 mg/L以下
鉛及びその化合物	鉛の量に関して、○. ○○ 1 mg/L以下
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、○. ○○ 1 mg/L以下
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、○. ○○ 2 mg/L以下
亜硝酸態窒素	○. ○○ 4 mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、○. ○○ 1 mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1. ○mg/L以下
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、○. 1 mg/L以下
四塩化炭素	○. ○○○ 2 mg/L以下
1・4-ジオキサン	○. ○○ 5 mg/L以下
シスー1・2-ジクロロエチレン及びトランスー1・2-ジクロロエチレン	○. ○○ 4 mg/L以下
ジクロロメタン	○. ○○ 2 mg/L以下
テトラクロロエチレン	○. ○○ 1 mg/L以下
トリクロロエチレン	○. ○○ 1 mg/L以下
ベンゼン	○. ○○ 1 mg/L以下
塩素酸	○. 4 mg/L以下
臭素酸	○. ○○ 5 mg/L以下
亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、○. 1 mg/L以下
鉄及びその化合物	鉄の量に関して、○. ○ 3 mg/L以下
銅及びその化合物	銅の量に関して、○. 1 mg/L以下
マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、○. ○○ 5 mg/L以下
陰イオン界面活性剤	○. ○ 2 mg/L以下
非イオン界面活性剤	○. ○○ 5 mg/L以下
フェノール類	フェノールの量に換算して、○. ○○○ 5 mg/L以下
有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○. 3 mg/L以下
味	異常でないこと。
臭気	異常でないこと。
色度	○. 5 度以下
アンチモン及びその化合物	○. ○○ 2 mg/L以下
ウラン及びその化合物	○. ○○○ 2 mg/L以下
ニッケル及びその化合物	○. ○○ 2 mg/L以下
1・2-ジクロロエタン	○. ○○○ 4 mg/L以下
亜塩素酸	○. 6 mg/L以下
二酸化塩素	○. 6 mg/L以下
銀及びその化合物	○. ○ 1 mg/L以下
バリウム及びその化合物	○. ○ 7 mg/L以下
モリブデン及びその化合物	○. ○○ 7 mg/L以下
アクリルアミド	○. ○○○○ 5 mg/L以下

別表第2（技術的基準省令第1条関係）

事項	基準
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.0003mg/L以下
水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.00005mg/L以下
セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.001mg/L以下
鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.001mg/L以下
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.001mg/L以下
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.002mg/L以下
亜硝酸態窒素	○・○○4mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.001mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.0mg/L以下
フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.08mg/L以下
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、0.1mg/L以下
四塩化炭素	0.0002mg/L以下
1・4-ジオキサン	0.005mg/L以下
シス-1・2-ジクロロエチレン及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	0.004mg/L以下
ジクロロメタン	0.002mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.001mg/L以下
トリクロロエチレン	0.001mg/L以下
ベンゼン	0.001mg/L以下
ホルムアルデヒド	0.008mg/L以下
亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、0.1mg/L以下
アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.02mg/L以下
鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.03mg/L以下
銅及びその化合物	銅の量に関して、0.1mg/L以下
ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、20mg/L以下
マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.005mg/L以下
塩化物イオン	20mg/L以下
蒸発残留物	50mg/L以下
陰イオン界面活性剤	0.02mg/L以下
非イオン界面活性剤	0.005mg/L以下
フェノール類	フェノールの量に換算して、0.0005mg/L以下
有機物（全有機炭素(TOC)の量）	0.5mg/L以下
味	異常でないこと。
臭気	異常でないこと。
色度	0.5度以下
濁度	0.2度以下
1・2-ジクロロエタン	0.0004mg/L以下
アミン類	トリエチレンテトラミンとして、0.01mg/L以下
エピクロロヒドリン	0.01mg/L以下
酢酸ビニル	0.01mg/L以下
N・N-ジメチルアニリン	0.01mg/L以下
スチレン	0.002mg/L以下
2・4-トルエンジアミン	0.002mg/L以下
2・6-トルエンジアミン	0.001mg/L以下
1・2-ブタジエン	0.001mg/L以下
1・3-ブタジエン	0.001mg/L以下

第6号様式

委任状

年月日

委任者 住所

氏名

法人又は組合にあっては、主たる事務所  
の所在地及び名称並びに代表者の氏名

私は、次の者を代理人と定めて、次の権限を委任します。

1 川崎市専用水道及び簡易専用水道事務取扱細則第7条に規定する専用水道水質検査結果の報告に関する一切の権限

水道の名称

水道の所在地

受任者 住所

氏名

法人又は組合にあっては、主たる事務所  
の所在地及び名称並びに代表者の氏名

## 専用 水道 改善 指示書

川崎市指令 第 号

住所

氏名

様

水道法第36条第1項の規定により、次のとおり改善することを指示します。

年 月 日

川崎市保健所長 印

水道の名称	
水道の設置場所	
指示事項	
処分の理由	

この処分に不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内に川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

専用水道水道技術管理者変更勧告書

川崎市指令 第 号

住所

氏名 様

水道法第36条第2項の規定により、次のとおり水道技術管理者を変更することを勧告します。

年 月 日

川崎市保健所長 印

水道の名称	
水道の設置場所	
水道技術管理者の 住 所 及 び 氏 名	
勧 告 事 項	
勧 告 の 理 由	

## 簡易専用水道改善指示書

川崎市指令 第 号

住所

氏名

様

水道法第36条第3項の規定により、次のとおり改善することを指示します。

年 月 日

川崎市保健所長 印

建築物名称	
建築物所在地	
指示事項	
処分の理由	

この処分に不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内に川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

## 給水停止命令書

川崎市指令 第 号

住所

氏名

様

水道法第37条の規定により、次のとおり給水を停止することを命じます。

年 月 日

川崎市保健所長 印

専用水道にあっては水道の名称、 簡易専用水道にあっては建築物名称	
専用水道にあっては水道の設置場所、 簡易専用水道にあっては建築物所在地	
命 令 事 項	
処 分 の 理 由	

この処分に不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内に川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

## 専用 水道 指導 票

年 月 日

様

所属

氏名

印

水道法第39条第2項の規定により、あなたの設置（管理）する専用水道施設について 年 月 日、立入検査の結果、次のとおり問題点がありましたので、改善するよう指導します。

専用 水道 の 名 称	
専用 水道 の 所 在 地	
設置者（管理者）名	
(指示事項)	

受領者氏名

印

記名押印又は自筆による署名  
のいずれかとしてください。」

簡易専用水道指導票

年　月　日

様

所属

氏名

印

水道法第39条第3項の規定により、あなたの設置（管理）する簡易専用  
水道施設について 年　月　日、立入検査の結果、次のとおり問  
題点がありましたので、改善するよう指導します。

建築物の名称	(通称)
建築物の所在地	
設置者（管理者）名	
(指示事項)	

受領者氏名

印

記名押印又は自筆による署名  
のいずれかとしてください。」